1 議 事 日 程(第1号)

(令和3年第4回久山町議会9月定例会)

令和3年8月17日 午前9時30分開会 於 議 場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 佐伯勝宣議員に対する懲罰の件
- 日程第4 諸般の報告
 - ・議員派遣結果
 - ・一部事務組合議会に関する事項 福岡県介護保険広域連合議会 北筑昇華苑組合議会 粕屋南部消防組合議会
 - 令和 2 年度決算審查報告
 - ・ 令和 2 年度決算に基づく久山町財政健全化判断比率および資金不足比率の報告
- 日程第5 議案第43号 久山町表彰条例に基づく功労者の表彰について (町長提出)
- 日程第6 議案第44号 久山町職員定数条例の一部を改正する条例について
 - (3久山町条例第21号) (町長提出)
- 日程第7 議案第45号 久山町手数料徴収条例の一部を改正する条例について
 - (3久山町条例第22号) (町長提出)
- 日程第8 議案第46号 令和2年度久山町一般会計歳入歳出決算認定について (町長提出)
- 日程第9 議案第 47号 令和2年度久山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
 - (町長提出)
- 日程第10 議案第 48号 令和 2 年度久山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
 - (町長提出)
- 日程第11 議案第 49号 令和 2 年度久山町草場地区再開発事業特別会計歳入歳出決算認定
 - について (町長提出)
- 日程第12 議案第 50号 令和2年度久山町水道事業会計決算認定について (町長提出)
- 日程第13 議案第 51号 令和2年度久山町公共下水道事業会計決算認定について(町長提出)
- 日程第14 議案第 52号 令和3年度久山町一般会計補正予算(第3号) (町長提出)
- 日程第15 議案第 53号 令和 3 年度久山町国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)

(町長提出)

── 令和3年第4回9月定例会 ──

日程第16 議案第 54号 令和 3 年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)

(町長提出)

日程第17 議案第 55号 令和3年度久山町水道事業会計補正予算(第1号)

(町長提出)

2 出席議員は次のとおりである(10名)

1番	Щ	野	久	生			2番	清	永	義	弘
3番	有	田	行	彦			4番	佐	伯	勝	宣
5番	松	本	世	頭			6番	本	田		光
7番	阳	部		哲			8番	只	松	秀	喜
9番	久	芳	正	司			10番	冏	部	文	俊

- 3 欠席議員は次のとおりである(なし)
- 4 会議録署名議員

8番 只松秀喜

9番 久芳正司

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(7名)

 町長西村勝
 副町長佐伯久雄

 教育長安部正俊
 経営デザイン課長中原三千代

 町民生活課長佐々木信一総務課長久芳浩二上下水道課長横山正利

6 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名(2名)

議会事務局長 小 森 政 彦 議会事務局書記 篠 原 正 継

── 令和3年第4回9月定例会 ──

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$

開会 午前9時30分

○議長(阿部文俊君) おはようございます。

ただ今から、令和3年第4回久山町議会9月定例会を開会いたします。 まず初めに、9月定例会開会に当たり、町長よりごあいさつをお受けいたします。 町長。

○町長(西村 勝君) マスクを外させていただきます。

皆さまおはようございます。本日ここに、久山町議会9月定例会を招集いたしましたと ころ、議員全員の皆さまにご出席を賜り、誠にありがとうございます。

お盆の間に発生した記録的豪雨は、数十年に一度のレベルとも言われる大雨となり、現在も警戒状況は継続し、いつ、どこで大雨が降るか予測できない状況となっています。県内外においては、さまざまな災害が発生しています。本町においても、防災に対する備えや避難等を含めた情報発信の強化に努め、これから迎える台風シーズンに万全の態勢を図り、住民の皆さまの安全・安心を守っていきたいと思います。

さて、第1回アテネ大会に始まった125年にわたるオリンピックの歴史の中で初めて、 1年延期が行われ開催された夏季オリンピック東京大会が先日、無事に17日間の幕を閉 じ、次の開催地であるフランスパリへ、バトンが渡されました。今回のオリンピックは、 新型コロナウイルス感染症が拡大する中での開催となり、世界中から注目をされるオリン ピックとなりました。改めて開催を振り返ってみますと、選手たちが目標に向かって全力 で戦う姿に胸が熱くなり、このような苦しく、つらい時代だからこそ、一層の感動と元気 をもらった人が多かったのではないでしょうか。日本の成績は金メダル27個をはじめ、銀 メダル、銅メダルを合わせると58個という過去最高の成績でした。これは、全選手たちが 目標に向かって一心不乱に努力をしてきたあらわれではありますが、逆境の中でも、夢や 希望を諦めず行動すること、その大切さを次世代に伝えたいという強い思い、そして大き なエネルギーを選手から感じました。オリンピックは、国や時を超えた人づくりの場でも あると感銘を受けました。そして、行政に携わる私たちの仕事においても、次世代に何を 伝え、何を残していくのか。改めてアスリートと同じ共通の使命があることを再認識し、 決意を新たに今後の職務に取り組んでまいりたいと思います。今月の24日から始まる東京 2020パラリンピック競技大会においても、選手の皆さんの活躍を心から願い、全力でエー ルを送りたいと思います。

次に、新型コロナウイルス感染症についてですが、変異株の感染力の強さは、ワクチン接種が完了していない世代を中心に、急激な感染拡大を続けております。福岡県では、8

月2日にまん延防止等重点措置を実施すべき区域として、福岡都市圏などを指定し、感染の拡大防止に向けて努めている状況です。そのような中において、本町では、感染拡大防止に取り組みながら、ワクチン接種を予定どおりスピーディーに進めています。既に7月中旬で、町内の高齢者の皆さまの約90%を完了しており、現在は、16歳の方までの接種券の発送を終え、今後12歳の方までの接種を実施する予定となっております。国からのワクチン配給状況にもよりますが、10月の末には、当初希望された住民の皆さまへの接種が完了する見込みです。しかし、このまま感染症の拡大が続いていく場合、ワクチン接種の手法や回数などについて検証が行われるかもしれません。今後も国、県の動向を踏まえ、引き続き迅速に対応してまいりたいと思います。

そして次に、令和3年度当初予算作成時に懸念しておりました、令和2年度の決算状況についてですが、町税につきましてはやはり減額となりましたが、地方交付税やふるさと応援寄附金の増額などにより、約3億2,400万円の実質収支額となっています。そのため、次年度以降の予算財源となる積み立て等も考慮しながら、令和3年度当初予算においては計上できませんでした、住民の皆さまの暮らしに影響する道路維持補修や改修事業、児童数の増加による久原小学校の特別室改修設計費などについて、一般会計補正予算として、今回、1億1,686万9,000円を計上させていただいております。

最後に、コロナ禍で全世界が答えの見えない課題に向き合っています。その解決の糸口として「古きを温め、新しきを知る」温故知新の考え方が今、再注目されています。本町においては、約半世紀に及ぶ国土・社会・人間の健康のまちづくりの成果を認識し、これからいかに変化、発展させ、次世代へつないでいくかを検討することが重要だと捉えております。先人たちと同様に、20年、30年、50年後の未来を見据えたまちづくりを意識すると同時に、久山町だからできる社会への役割を果たしていけるよう努めてまいる所存です。引き続き、議員の皆さまのご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

さて今回、定例会に提案します案件は、久山町表彰条例に基づく功労者の表彰について 承認をお願いする案件ならびに令和2年度久山町一般会計歳入歳出決算認定、令和3年度 久山町一般会計補正予算(第3号)など、全13議案でございます。

詳細につきましては、担当課長が議案説明会においてご説明を申し上げますので、ご審 議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(阿部文俊君) ありがとうございました。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

~~~~~~ () ~~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(阿部文俊君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、久山町議会会議規則第126条の規定により、8番只松秀喜議員および9番久芳正司議員を指名します。

~~~~~~ () ~~~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長(阿部文俊君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から8月27日までの11日間としたいと思います。

異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(阿部文俊君) 異議なしと認めます。従って、本定例会の会期は本日から27日までの 11日間と決定しました。

~~~~~~ () ~~~~~~

日程第3 佐伯勝宣議員に対する懲罰の件

○議長(阿部文俊君) 日程第3、佐伯勝宣議員に対する懲罰の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、佐伯議員の退場を求めます。

〔4番佐伯勝宣君 退場〕

本件について委員長の報告を求めます。

只松懲罰特別委員長。

○8番(只松秀喜君) マスクを外させていただきます。

委員会調査報告書。

本委員会に付託された佐伯勝宣議員に対する懲罰の件について審査の結果、次のとおり 決定したので、久山町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

- 1、懲罰事犯の有無。懲罰を科すべきものと認める。
- 2、懲罰処分の種類および内容。種類、一定期間の出席停止。内容、久山町議会会議規 則第113条により、本日より1日間の出席停止。
- 3、理由。佐伯勝宣議員が、令和3年第3回6月定例会の自身の一般質問の際に不適切発言があり、言葉の削除と謝罪の動議が提出され、議決を経て削除はされたものの、謝罪に応じなかったため、懲罰動議によって懲罰特別委員会が設置された。懲罰特別委員会での審査結果が、最終本会議においても議決され、懲罰処分として下された公開の議場における陳謝を議長に命じられたにもかかわらず、陳謝文の朗読を拒否したことは、議会の議

決を軽んじた行為で、議会の秩序を乱し、議会の品位を著しく。 既める行為であるとして、懲罰動議が提出された。 新たに設置された懲罰特別委員会では、会期中の審査が困難な状況であり、また慎重に審査を行うため、継続審査の議決をとり、閉会中に審査を実施した。

まず、委員会では、佐伯勝宣議員からの弁明を聞いた上で審査を行うことが重要である との判断から、佐伯勝宣議員に出席を求め、弁明を聞くこととした。佐伯勝宣議員は、そ の弁明の冒頭で、3点の疑問点について質問された。1点目が、懲罰に至るまでの経緯が 分かる音声データがあるかについて。2点目が、懲罰の手順に問題がなかったかどうかに ついて。3点目が、公開の議場における陳謝の処分を科すことを決定した判断の中で、今 回の発言以外の事実が含まれての判断になっていないかについて。であったが、いずれも 自身が法的措置に出た場合に必要なことであるからとの理由で、質問をするというもので あった。その後、4点の項目を挙げて弁明を行った。1点目は、自身が疑問があるとし て、長年にわたり質問してきた、補助金目的外使用についての持論を展開し、不適切発言 の検証の前に、目的外使用について、調査すべきと主張。さらには、議会の議決で、不適 切として削除された言葉について、いまだにどこが無礼で品位を損ねるのか、懲罰特別委 員会からの説明がないとも主張された。2点目は、懲罰特別委員会が慎重な審査を尽くす ため、継続審査にしたことについて、法的に認められている手続きであるにもかかわら ず、議会の会期主義に反するなどと主張し、さらには継続審査とした理由が、具体的では ないとも主張した。3点目は、公開の議場における陳謝とは、久山町議会会議規則第 112条の規定に基づき、委員会によって起草された陳謝文を朗読することであり、さらに この陳謝文は、議会で議決された文章であるにもかかわらず、陳謝文の内容が自分の意思 にそぐわないとし、また、謝罪を強要されるものではないなどと主張した。 4 点目は、今 回の懲罰に対しての一連の手続きが、法令上正しいかどうか議会事務局に尋ねたいと話 し、弁明すべき状況において、反対に本人から質問をするなどした。

懲罰特別委員会において、この弁明を受けた上で、引き続き委員会審査を行った結果、今回の一連の行動は、久山町議会会議規則第102条に「議員は議会の品位を重んじなければならない」の規定に反するもので、会議における秩序の維持を大きく損なうものであったと言わざるを得ない。さらに、佐伯勝宣議員は、平成31年3月に、公開の議場における戒告、令和3年6月に公開の議場における陳謝の懲罰を受けているが、反省の色もなく、議会の議決の重さを理解していない。

以上のことから、佐伯勝宣議員に対し、議会の秩序維持と品位保持の観点から、懲罰を 科すべきとの意見が、懲罰特別委員会において、大半を占めたため、懲罰特別委員会とし ては、懲罰を科すべきものと認め、懲罰処分の種類を一定期間の出席停止とし、期間は、 久山町議会会議規則第113条の規定に基づき、1日間とするとの結論に達した。 以上です。

○議長(阿部文俊君) 佐伯議員から本件について、一身上の弁明をしたいとの申し出があります。

お諮りします。

これを許すことに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(阿部文俊君) 異議なしと認めます。従って、佐伯議員の一身上の弁明を許すことに 決定しました。

佐伯議員の入場を許可します。

[4番佐伯勝宣君 入場]

佐伯議員に一身上の弁明を許します。

佐伯議員。

○4番(佐伯勝宣君) では、マスクをとらせていただきます。

今回、前もって事務局の方から弁明しますかというふうに、問い合わせといいますか、確認がございました。しかしそのときは、どういう議論があってるか。そして、どういう処分が出るか全く教えられないという状況でしたんで、それに、とんちんかんな内容になっていないか、それがちょっと心配になっております。そこで今、私は退席を求められまして外に出ておりましたが、話、若干聞かしていただく。そして、これは、そぐわないなという部分は省こうかなというふうに思っとったんですが、そういうふうな状況でございますので、やはりこれは、前もってどういった進行になってるか、それをやはり、この懲罰を受ける側、処分を聞く側、もう少し教えていただけたらありがたいなという部分があります。ですから、ちょっとそれに基づいてまた読みながら修正するかもしれませんが、そういうことで、いざこれは会議録載せる段階になったらとんちんかんな内容になるかもしれない。そういった点もまたご考慮いただきたい。今後につなげていただきたいと思います。

では弁明に入りますが、その前にまだ1点ございます。今回の決定に対し、不当であると申し上げます。議会懲罰委員会の今回の処分は、いわゆる裁量権の逸脱、権限を超えた決定ではないでしょうか。そしてまず気になったことから申します。懲罰の処分を出すに至ったその事実確認の説明、その議場での処分への意思過程の説明が明確ではないのでは。町民に分かりづらいものになっていないでしょうか。私が6月4日の一般質問で、不

適切な言葉を使ったので、議会側からは動議が出され、懲罰委員会が設置され、今回懲罰に至った。具体的に不適切な言葉って何でしょうか。まず、今この場所はオープンな本会議場でございます。発言は会議録にも残ります。しかし、でき上がっております会議録には、特に、一旦処分が出された6月10日、最終日のものですが、実際の描写が伝わってまいりません。会議録に残るからこそ、明確にしておかなければならないはずでは、ほかの自治体では果たして、このような形で進めているのでしょうか。その発言がなぜ不適切というものなのか。当人に謝罪を求める根拠は何か。それを検証し、明らかにするのが議会の役割であるはずです。6月10日、先の議会の最終日、懲罰委員会の提案理由、審査報告の内容から、知る権利がある町民は事情を理解できるでしょうか。

では、弁明に入ります。今回の懲罰。わざわざ決定を延長して継続審査としたこと。これは後で禍根を残すのではないかと思われます。

まず発端となったのは、6月4日、私佐伯の一般質問。補助金目的外使用についての中 で、久山の目的外使用が、相手側、国交省から残念ながら・・行為と捉えられているは ず。そういうような発言をした。その中の・・行為という言葉が焦点となった。不適切で あるというご指摘であります。しかし、6月10日、議会最終日では、この懲罰委員会の審 査報告からは、果たして大所高所から検証して、導き出された結果なのか。議会の特性を 存分に生かした調査をした、そういう形跡が、会議録からは伝わってまいりません。まず は、発言の発端。平成26年、久山町が国交省の補助金を目的外に使って、会計検査院から 指摘を受けた。それで、1,984万円という極めて高額な補助金を返還しなければいけなく なった。これは紛れもない補助金適正化法違反です。本当に不適切な言葉だったのか。こ れを議会が検証することが必要でしょう。今回、問題とされた私の発言。私はその発言の 際、ちょうど、この専門書を手にとって町長に論じておりました。「Q&A補助金等適正 化法」門馬圭一編です。この本の202ページ、適正化法第29条関係の項目の下段がちょっ と読んでみます。補助金等は国全体の利益に合致するという見地から交付されるものであ るが、その目的に反して交付され、または使用されるということは、たとえ行為者自身の 私腹を肥やすためではなく、その属する公私の団体のためになされる場合であっても、国 家の財産を侵害する反社会的行為であり、通常の・・、その他の犯罪に相当する反社会性 を有するものと認められ、極めて非難に値する行為であると考えられる。これは、法令に 違反した場合の罰則規定に関係して述べていますが、残念ながら久山町の補助金目的外使 用1,984万円分を目的外に使って、それを国に返しなさいと言われ、実際にお金を返した 事実。これはそういう類い。通常の・・その他の犯罪に相当し、極めて非難される行為だ と分かるはずです。私は、この本をかざして、それを言いたかったわけであります。刑事 罰は受けていないけれども、その可能性を払拭できない、排除できないそれが久山町の目的外使用の1,984万円、国に返した事実はそれを意味するということでございます。それが、この6年半以上、全くその実態が検証されていない。重複しますが本来、こういったものが検証されなければならないはずです。私への懲罰はその動きとは真逆の動きになっていませんでしょうか。議会が私の発言をそういった適正化法の見地に立たず、今回結論処分を出したことは非常に残念なこと、遺憾であります。

まず、先の陳謝の処分。私が懲罰委員会の用意した陳謝文を読み上げることを拒否しました。それが問題であるということが、6月10日、二重懲罰の形で私に動議が出され、継続審査とされて、今日の処分を迎えたわけでございますが、まず、補助金目的外使用の実態。これを解明することが、議会人である私佐伯勝宣、議員である私佐伯勝宣の役割であると考えます。ひょっとしたら、私の発言は言い過ぎではなかったかもしれない。解明もせず、検証もされていないこの問題。私が謝罪する、陳謝するものではない。本末転倒であると捉えています。久山町の補助金目的外使用、この1日も早い実態解明が、議会の手で成されることを求めたいと存じます。

また、来る9月7日告示、9月12日投票の久山町議会議員選挙におきまして、議席が改選された暁には、議会が少数意見でも大切にされる、民主的で町民に見える、ガラス張りの議会運営の実現を目指していけるような、そういったことを願いまして、今回、私、佐伯勝宣の弁明といたしたい。そして改めて、今回の処分は不当であるということを申し上げます。

以上です。

○議長(阿部文俊君) 佐伯議員の退場を求めます。

[4番佐伯勝宣君 退場]

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(阿部文俊君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

まず委員長報告に対する反対者の発言を許します。

本田議員。

○6番(本田 光君) 先ほど、懲罰特別委員会の委員長、只松秀喜議員から委員会審査報告 書が出され述べられました。 一つには、懲罰事犯の、有無。それから二つ目には、懲罰処分の種類および内容。三つ目には理由等が出されました。9月議会が終了すると、いよいよ町会議員の改選になります。そうした時期に、じゃあこのとおり、出席停止という形をやるのかどうかいうことは、僕はふさわしくないんじゃないかというふうに思います。ですから、すなわちこの戒告。いわゆる議長から厳重注意を促す。このことに徹するべきだというふうに思って反対討論といたします。

○議長(阿部文俊君) 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(阿部文俊君) 委員長報告に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(阿部文俊君) 委員長報告に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(阿部文俊君) ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(阿部文俊君) 討論なしでございますのでこれで討論を終了します。

これから、佐伯議員に対する懲罰の件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は佐伯議員に1日間出席停止の懲罰を科することです。

本件は委員長報告のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

[起立多数]

- ○議長(阿部文俊君) 起立多数です。従って、佐伯議員に1日間出席停止の懲罰を科すこと は可決されました。
- ○議長(阿部文俊君) 佐伯議員の入場を求めます。

〔4番佐伯勝宣君 入場〕

ただ今の議決に基づいて、これから、佐伯議員に対し懲罰の宣告を行います。

佐伯議員の起立を求めます。

佐伯議員に1日間出席停止の懲罰を科します。なお、1日間の出席停止とは、宣告され た時点から開始し、本日の本会議終了後の常任委員会までです。

佐伯議員の退場を求めます。

〔4番佐伯勝宣君 退場〕

~~~~~~ () ~~~~~~

日程第4 諸般の報告

○議長(阿部文俊君) 日程第4、諸般の報告を行います。

議員派遣結果については、お手元に配付のとおりです。

次に、一部事務組合議会に関する事項の報告を行います。福岡県介護保険広域連合議会、北筑昇華苑組合議会、粕屋南部消防組合議会の報告については、お手元に配付のとおりです。

次に、令和2年度決算審査報告を求めます。

國﨑代表監査委員から報告を受けますので、入場していただきます。

〔代表監査委員 國﨑英機君 入場〕

國﨑代表監査委員、決算審査報告をお願いいたします。

○代表監査委員(國崎英機君) おはようございます。監査委員の國崎でございます。どうぞよろしくお願いします。

町長から審査に付されました令和2年度の決算につきまして、審査が終了いたしました のでご報告をいたします。なお、審査意見につきましては、只松委員と私國﨑との2名の 合議によるものでございます。座らせていただきます。

令和2年度決算審査の対象としましたのは、一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、草場地区再開発事業特別会計、水道事業会計および公共下水道事業会計でございます。

審査の主眼とその方法でございますが、審査に付された各会計歳入歳出決算書ならびに 関係帳簿、証憑書類について、第一に決算の計数は正確であるか。第二に経理事務の関係 法規に適合した処理が成されているか。第三に予算の執行は適正かつ効率的に成されてい るか。以上の点に留意しつつ、関係課長および担当者の説明を聴取するとともに、例月出 納検査を参考にして審査を行いました。

また、主な事業箇所の現地調査も実施しております。

次に審査の期間ですが、令和3年6月21日から7月27日までで実施をいたしました。

審査の結果、全ての会計において黒字決算であります。収支の均衡は保たれていること を認めます。

また、決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書は関係法令に準拠して作成されて おり、その計数は関係帳簿と照合した結果、いずれも正確であることを認めますととも に、予算の執行および関連する事務が適正に処理されていることをご報告いたします。し かしながら、次に指摘する事項につきましては、今後十分に検討され、適切な措置、改善 を図られたいと考えます。

第1点は、町有財産の管理と計画的な処分についてであります。

普通財産で処分可能な利用価値の高い土地は多くはないと考えます。自主財源の確保、維持管理費・公債費の縮減、財政の柔軟性の確保等の観点から、速やかな処分を求めるものであります。また、それらの土地は維持管理が必要です。維持管理費を縮減する手法もあわせてご検討をお願いします。

第2点は、基金の計画的な積み立てについてです。

教育施設を含めた公共施設は、いずれも老朽化しています。

今後完成する総合運動公園、首羅山遺跡等々、維持管理費は増加することが見込まれます。住民が安心して利用できる施設を維持管理するために、計画的な修繕積立金に相当する基金の積み立てを求めます。

第3点は、工事請負金の増額変更についてです。

入札後の工事請負金額の増額変更件数は減少していません。このことは、入札制度の意義を問われ、請負業者に対して良い影響を与えません。仕様書に不備がないように、現地の十分な確認、設計コンサルタント会社との綿密な打ち合わせ、関連部署との調整等を実施し、増額変更の件数を減らす努力をしていただくように求めます。

以上、主な3項目について申し上げましたが、令和2年度決算審査意見書に他の項目および各会計の決算概要につきまして記載をしておりますので、ご一読ください。

次に、令和2年度の財政健全化判断比率および公営企業の資金不足比率審査についてで ございます。

財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率および資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施をいたしました。

審査結果についてご報告いたします。財政指数の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率および将来負担比率につきまして、すべての指標で早期健全化基準を下回っており、良好な数値でした。

また、草場地区再開発事業特別会計、水道事業会計および公共下水道事業会計における 資金不足比率についても、特に指摘する事項はございませんでした。

以上で令和2年度の決算審査報告を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長(阿部文俊君) ありがとうございました。

國﨑代表監査委員退場ください。

〔代表監査委員 國﨑英機君 退場〕

次に、令和2年度決算に基づく久山町財政健全化判断比率および資金不足比率の報告に

ついては、お手元に配付のとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~~ () ~~~~~~

日程第5 議案第43号 久山町表彰条例に基づく功労者の表彰について

○議長(阿部文俊君) 日程第5、議案第43号久山町表彰条例に基づく功労者の表彰について を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(久芳浩二君) 議案第43号久山町表彰条例に基づく功労者の表彰についてをご説明いたします。

本案は、本町の自治行政等、町政の振興に寄与された功労者を表彰するため、久山町表彰条例(昭和61年久山町条例第21号)第3条第1項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、承認いただき ますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~~ () ~~~~~~~

日程第6 議案第44号 久山町職員定数条例の一部を改正する条例について

○議長(阿部文俊君) 日程第6、議案第44号久山町職員定数条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(久芳浩二君) 議案第44号久山町職員定数条例の一部を改正する条例についてご 説明いたします。

本案は、新たな行政課題へ的確に対応し、効率的、効果的な行政運営を推進するため、 久山町職員定数条例(平成19年久山町条例第3号)の一部を改正する必要が生じたので、 提案するものでございます。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決いただき ますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~~ () ~~~~~~

日程第7 議案第45号 久山町手数料徴収条例の一部を改正する条例について

○議長(阿部文俊君) 日程第7、議案第45号久山町手数料徴収条例の一部を改正する条例に ついてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

〇町民生活課長(佐々木信一君) ご説明いたします。

本案は、デジタル社会の形成を図るための関連法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)の施行により、行政手続における特定個人を識別するための番号の利用に関する法律(平成25年法律第27号)の一部が改正されたことに伴い、久山町手数料徴収条例(平成12年久山町条例第4号)の一部を改正する必要が生じたため提案するものでございます。

改正の主な内容は、個人番号カードの再交付手数料について、条例規定が不要となることから削除するものでございます。

詳細につきましては、議案説明会におきましてご説明いたしますので、ご審議の上、可 決いただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

~~~~~~ () ~~~~~~

日程第8 議案第46号 令和2年度久山町一般会計歳入歳出決算認定について

○議長(阿部文俊君) 日程第8、議案第46号令和2年度久山町一般会計歳入歳出決算認定に ついてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

経営デザイン課長。

○経営デザイン課長(中原三千代君) 議案第46号令和2年度久山町一般会計歳入歳出決算認 定についてご説明いたします。

本案は、令和2年度久山町一般会計歳入歳出決算について監査委員による審査が終了いたしましたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第3号および第233条第3項の規定により議会の認定に付すものでございます。

決算額は、歳入合計62億7,696万6,652円。歳出合計59億3,646万4,384円。歳入歳出差引 残額3億4,050万2,268円。翌年度への繰越額3億4,050万2,268円でございます。

決算の概要につきましてご説明いたします。歳入は総額で、前年度より8億6,593万3,993円、16.0%の増となっています。前年度より増加した主なものは、国庫支出金11億4,464万2,093円、277.5%の増、これは新型コロナウイルス対応として実施した特別定額給付金給付事業、ひとり親世帯および子育て世帯への臨時特別給付金事業、新型コロナウ

イルスワクチン接種事業、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業等の影響によるものです。

また、地方交付税 1 億1,871万5,000円、28.5%の増、寄附金 1 億2,088万8,382円、77.6%の増などとなっています。

一方減少した主なものは、町税 1 億1,057万2,654円、4.8%の減、繰越金 2 億51万2,397円、54.9%の減、地方債 2 億5,941万5,000円、38.4%の減などとなっています。

次に、歳出決算は、総額で、前年度より6億9,033万7,072円、13.2%の増となっています。前年度より増加した主なものは、総務管理費10億1,929万6,093円、123.1%の増、保健衛生費3,708万6,245円、19.4%の増、農業費3,137万754円、20.2%の増などとなっています。

一方で前年度より減少した主なものは、消防費 3 億89万3, 152円、59.8%の減、教育総務費 1 億1,774万1,906円、23.0%の減、徴税費7,103万2,769円、49.6%の減などとなっています。

詳細につきましては、議案説明会で担当課長がご説明いたしますので、ご審議の上、認 定いただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

~~~~~~ () ~~~~~~~

日程第9 議案第47号 令和2年度久山町国民健康保険特別会計歳入歳出認定について ○議長(阿部文俊君) 日程第9、議案第47号令和2年度久山町国民健康保険特別会計歳入歳 出決算認定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長(佐々木信一君) ご説明いたします。

本案は、令和2年度久山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第96条第1項第3号および第233条第3項の規定により、議会の 認定をお願いするものでございます。

決算の概要につきましては、財源となります歳入の主なものといたしましては、国民健康保険税 1 億7, 142 5, 930 円、国庫支出金439 5, 000 円、県支出金5 億9, 914 5, 000 円、繰入金7, 871 57, 453 円、繰越金2, 829 54, 395 円。歳入合計といたしましては、8 億8, 215 69, 831 円であり、前年よりも20, 219 61, 219 62, 219 63, 219 63, 219 64, 219 65, 219 65, 219 67, 219 68, 219 69, 219 69, 219 69, 219 69, 219 69, 219 69, 219 69, 219 69, 219 69, 219 69, 219 69, 219 69, 219 69, 219 69, 219 69, 219 69, 219 69, 219 69, 219 69, 219 69, 219 69, 219 69, 219 69, 219 69, 219 69, 219 69, 219 69, 219 69, 219 69, 219 69, 219 69, 219 69, 219 69, 219 69, 219 69, 219 69, 219 69, 219 69, 219 69, 219 69, 219 69, 219 69, 219 69, 219 69, 219 69, 219 69, 219 69, 219 69, 219 69, 219 69, 219 69, 219 69, 219 69, 219 69, 219 69, 219 69, 219 69, 219 69, 219 69, 219 69, 219 69, 219 69, 219 69, 219 69, 219 69, 219 69, 219 69, 219 69, 219 61, 219 69, 219 69, 219 69, 219 69, 219 69, 219 69, 219 69, 219 69, 219 69, 219 69, 219 69, 219 69, 219 69, 219 69, 219 69, 219 69, 219 69, 219 69, 219 69, 219 69, 219 69, 219 69, 219 69, 219 69, 219 69, 219 69, 219 69, 219 69, 219 69, 219 69, 219 69, 219 69, 219 69, 219 69, 219 69, 219 69, 219 69, 219 69, 219 69, 219 69, 219 69, 219 69, 219 69, 219 69, 219 69, 219 69, 219 69, 219 69, 219 69, 219 69, 219 69, 219 69, 219 69, 219 69, 219 69, 219 69, 219 69, 219 69, 219 69, 219 69, 219 69, 219 69, 219 69, 219 69, 219 69, 219 69, 219 69, 219 69, 219 69, 219 69, 219 69, 219 69, 219

歳出の主なものといたしましては、総務費2,081万8,115円、保険給付費5億7,579万

75円、国民健康保険事業費納付金 2 億4, 372万8, 254円、保健事業費545万7, 930円、諸支出金1,777万4,690円。歳出合計といたしましては、8 億6, 356万9, 154円であり、前年より1,349万364円の減額、前年比1.54%の減となっております。歳入合計から歳出合計を差し引いた1,859万677円が翌年度への繰越金となっております。

詳細につきましては、議案説明会におきましてご説明いたしますので、ご審議の上、認 定いただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

~~~~~~ () ~~~~~~

日程第10 議案第48号 令和2年度久山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

○議長(阿部文俊君) 日程第10、議案第48号令和2年度久山町後期高齢者医療特別会計歳入 歳出決算認定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長(佐々木信一君) ご説明いたします。

本案は、令和2年度久山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第96条第1項第3号および第233条第3項の規定により議会の認 定をお願いするものでございます。

決算の概要につきましては、財源となります歳入の主なものといたしましては、後期高齢者医療保険料 1 億1,458万6,120円、繰入金3,732万7,336円、繰越金565万6,510円。歳入合計といたしましては、1 億5,773万966円であり、前年よりも615万7,278円の増額となり、前年比3.90%の増となっております。

歳出の主なものといたしましては、総務費780万8,314円、後期高齢者医療広域連合納付金1億4,474万8,352円。歳出合計といたしましては、1億5,256万4,566円であり、前年よりも664万7,388円の増額となり、前年比4.36%の増となっております。歳入合計から歳出合計を差し引いた516万6,400円が翌年度への繰越金となっております。

詳細につきましては、議案説明会におきましてご説明いたしますので、ご審議の上、認 定いただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

~~~~~~ () ~~~~~~~

日程第11 議案第49号 令和2年度久山町草場地区再開発事業特別会計歳入歳出決算認定 について ○議長(阿部文俊君) 日程第11、議案第49号令和2年度久山町草場地区再開発事業特別会計 歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(久芳浩二君) 議案第49号令和2年度久山町草場地区再開発事業特別会計歳入歳 出決算認定についてご説明いたします。

本案は、令和2年度久山町草場地区再開発事業特別会計歳入歳出決算について、監査委員による審査が終了いたしましたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第3号および第233条第3項の規定により議会の認定をお願いするものでございます。

歳入合計 2 億6,579万3,897円。歳出合計 2 億3,205万3,307円。歳入歳出差引残額 3,374万590円。翌年度への繰越額3,374万590円でございます。

歳入の主たる財源は、財産収入で1億2,642万2,000円、一般会計繰入金で9,626万7,000円、繰越金で4,308万3,937円でございます。

次に歳出ですが、主たるものは、宅地造成および上下水道工事請負費で2億132万2,110円、工事設計および開発申請等委託料で1,169万4,100円、事業推進業務委託料1,532万1,271円でございます。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、認定いただき ますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~~ () ~~~~~~

日程第12 議案第50号 令和2年度久山町水道事業会計決算認定について

○議長(阿部文俊君) 日程第12、議案第50号令和2年度久山町水道事業会計決算認定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

〇上下水道課長(横山正利君) 議案第50号令和2年度久山町水道事業会計決算認定について ご説明いたします。

本案は、令和2年度久山町水道事業会計決算を地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定をお願いするものでございます。

令和2年度末給水人口は9,076人で、前年度と比べて148人増加しております。普及率は年度末人口9,210人に対しまして、98.5%。また、排水量110万2,668㎡に対しまして、有収水量103万1,042㎡で、有収率93.5%となっております。剰余金につきましては、令和2

年度の剰余金6,020万7,374円と、前年度までの未処分利益剰余金3億4,041万4,397円を足した令和2年度久山町水道事業会計未処分利益剰余金4億62万1,771円につきましては、処分は行わず全額を繰り越すものでございます。決算といたしましては、収益的収入の決算は、水道事業収益2億7,398万3,183円で、収益的支出の決算は、水道事業費用2億909万1,907円であり、収益的収支差引額は6,489万1,276円となっております。

また、資本的収入の決算は、負担金として、5,450万9,924円で、資本的支出の決算は1 億5,616万4,029円となっております。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億165万4,105円は、当年度分消費税および地方消費税、資本的収支調整額463万8,200円、当年度損益勘定留保資金9,157万3,547円および建設改良積立金544万2,358円で補填いたしております。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、認定いただき ますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

~~~~~~ () ~~~~~~

日程第13 議案第51号 令和2年度久山町公共下水道事業会計決算認定について

○議長(阿部文俊君) 日程第13、議案第51号令和2年度久山町公共下水道事業会計決算認定 についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

〇上下水道課長(横山正利君) 議案第51号令和2年度久山町公共下水道事業会計決算認定に ついてご説明いたします。

本案は、令和2年度久山町公共下水道事業会計決算を地方公営企業法第30条第4項の規 定により議会の認定をお願いするものでございます。

令和2年度末処理区域内人口は、8,905人で、前年度と比べて216人増加し、水洗化人口は8,434人で、前年度と比べて204人増加しております。その結果、下水道普及率は年度末人口9,210人に対しまして96.7%、水洗化率は94.7%となっております。

また、総排水量88万7,850㎡に対しまして、有収水量88万2,227㎡で、有収率99.4%となっております。剰余金につきましては、令和2年度の剰余金3,042万8,891円と、前年度までの未処分利益剰余金3,566万6,419円を足した令和2年度久山町公共下水道事業会計未処分利益剰余金6,609万5,310円につきましては、処分は行わず全額を繰り越すものでございます。決算といたしましては、収益的収入の決算は、下水道事業収益4億5,241万8,477円で、収益的支出の決算は、下水道事業費用4億1,362万2,737円であり、収益的収支差引額

は3,879万5,740円となっております。

また、資本的収入の決算は、1億6,313万1,810円で、資本的支出の決算は、3億6,421万7,287円となっております。資本的収入額が資本的支出額に不足する額2億108万5,477円は、当年度分消費税および地方消費税、資本的収支調整額1,316万649円、過年度損益勘定留保資金3,027万3,672円および当年度損益勘定留保資金1億5,765万1,156円で補填いたしております。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、認定いただき ますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。



日程第14 議案第52号 令和3年度久山町一般会計補正予算(第3号)

○議長(阿部文俊君) 日程第14、議案第52号令和3年度久山町一般会計補正予算(第3号) を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

経営デザイン課長。

○経営デザイン課長(中原三千代君) 議案第52号令和3年度久山町一般会計補正予算(第3号)についてご説明いたします。

本案は、令和3年度久山町一般会計について、1億1,686万9,000円の増額補正をお願いするもので、既定の歳入歳出予算の総額51億2,900万1,000円に、歳入歳出それぞれ1億1,686万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ52億4,587万円とするものでございます。

6月議会において、新型コロナウイルス感染症対策予算の増額をお願いしたところですが、今回の増額の主な理由は、コロナ禍において経済が縮小する中、道路や教育施設等の 公共施設の維持補修を前倒して実施することとしたためです。

歳出増額の主なものは、道路維持費3,120万円、道路新設改良費700万円、教育振興一般 経費1,847万7,000円、新型コロナウイルスワクチン接種事業費599万6,000円などです。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、中止等を決定しました事業費は減額となっており、生涯学習推進費560万7,000円、非常備消防費409万4,000円、それぞれ減額となっております。

財源となります歳入は、国県支出金、繰越金、臨時財政対策債などでございます。

なお、臨時財政対策債が増額となったことにより、財政調整基金繰入金は全額減額して おります。 詳細につきましては、議案説明会で担当課長がご説明いたしますので、ご審議の上、可 決いただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~~ () ~~~~~~

日程第15 議案第53号 令和3年度久山町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

○議長(阿部文俊君) 日程第15、議案第53号令和3年度久山町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長(佐々木信一君) ご説明いたします。

本案は、令和3年度久山町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)をお願いするものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額 9 億8,975万4,000円に、歳入歳出それぞれ127万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 9 億9,102万7,000円とするものでございます。

歳出補正といたしましては、傷病手当金の100万円と、一般管理費の人件費27万3,000円の増額でございます。そのための財源であります歳入補正につきましては、保険給付費等交付金の100万円と、一般会計繰入金の職員手当等繰入金の27万3,000円で対応するものでございます。

詳細につきましては、議案説明会におきましてご説明いたしますので、ご審議の上、可 決していただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

~~~~~~ () ~~~~~~

日程第16 議案第54号 令和3年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

○議長(阿部文俊君) 日程第16、議案第54号令和3年度久山町後期高齢者医療特別会計補正 予算(第1号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長(佐々木信一君) ご説明いたします。

本案は、令和3年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)をお願いするものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額1億5,881万6,000円に、歳入歳出それぞれ519万2,000円を追

# ── 令和3年第4回9月定例会 ──

加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億6,400万8,000円とするものでございます。

歳出補正といたしましては、後期高齢者医療広域連合納付金の514万1,000円と一般管理費の人件費5万1,000円を増額するものでございます。そのための財源であります歳入補正といたしましては、繰越金の514万1,000円の繰り入れと、一般会計繰入金の事務費繰入金5万1,000円で対応するものでございます。

詳細につきましては、議案説明会におきましてご説明いたしますので、ご審議の上、可 決していただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

~~~~~~ () ~~~~~~

日程第17 議案第55号 令和3年度久山町水道事業会計補正予算(第1号)

○議長(阿部文俊君) 日程第17、議案第55号令和3年度久山町水道事業会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長(横山正利君) 議案第55号令和3年度久山町水道事業会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。

本案は、令和3年度久山町水道事業会計補正予算(第1号)をお願いするもので、既決の水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額2億3,344万6,000円に、100万7,000円を増額し、収益的支出の予定額を2億3,445万3,000円とするものでございます。 今回の補正は、令和3年4月1日付の人事異動に伴う収益的支出の職員給与費を100万7,000円増額するものでございます。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していた だきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○議長(阿部文俊君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$

散会 午前10時41分